

## 別紙

## 公開概要書

受付日	令和3年12月15日	回答日	令和3年12月28日	担当課	学校教育課
意見等の内容	<p>障がいがある子どもの就学先の決定にあたり、教育委員会のやり方に疑問を感じる。心理検査の実施時期や、保護者の意見と差異がある場合の保護者側の意志の尊重度合いなど、困難な状況に寄り添ってもらえないと感じてしまう。</p> <p>文部科学省の見解でも、市町村が就学先を最終決定するにあたって、本人と保護者の意見を最大限尊重し、合意形成を図ることとされている。</p>				
回答の内容	<p>ご意見のとおり、障害がある子どもの就学先については、「本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として」市教育委員会が最終決定することとなっておりますので、市教育長に対し、早急に保護者の方と教育委員会事務局との話し合いの場を設定するよう要請しました。</p> <p>また、同様に思い悩まれている保護者の方々にも、速やかにご意見をお聞きする場をもつよう要請しております。</p> <p>お忙しいことと思いますが、お子様にとって最善の就学となるよう、職員との話し合いの場においてご意見をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。</p>				